

随意契約及び比較見積省略理由書

本件は、原子力施設の放射線を常時監視している観測局の通信ルートの二重化を図るものです。観測局は原子力施設の周辺に設置しており、地震等の災害発生時において、放射線量の状況を把握する非常に重要な施設です。

中央監視である親局と観測局である子局との通信は、現在、TM方式でルータを使用していますが、通信の二重化にあたり、既設ルータを撤去し、改めて地上回線用とLTE回線用のルータを設置します。

親局と子局との情報通信についての機器更新は、当該施設の構成、各装置の機能・仕様等を熟知した上で、独自の技術を必要とする業務です。本案件において品質・機能を確保し適正に履行することができるのは、既設装置を設置し、保守管理を適切に履行している富士通株式会社以外にありません。

以上のことから、本件は地方自治法施行例第167条の2第1項2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、同社から見積書を徴したところ価格は妥当と考えられることから、同社と随意契約を締結することとし、財務規則運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略する。